

環境省新宿御苑の維持管理業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

環境省の所管する環境省新宿御苑の維持管理業務

契約期間：平成 22 年 7 月から平成 25 年 6 月までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

・サービスの質についての実施状況及び評価

事業者は、実施要項及び仕様書で求める水準に基づき、①植生管理、②温室管理、③清掃、④発券、⑤巡視・利用指導、⑥インフォメーションの各業務について適切に業務を実施しており、確保すべきサービスの質は達成したものと評価できる。

・民間事業者からの提案による改善実施事項

危険生物への対応、「新宿御苑モニター」の創設、散策コースの設定などが実施され、事業者の創意工夫も発揮されており、公共サービスの質の向上の実現が達成されたものと評価できる。

3. 実施経費に関する評価

契約額(平成 22 年度～25 年度分(平成 22 年 7 月～平成 25 年 6 月分))は 270,795 千円(税込)であり、平成 23 年度の実施経費(民間事業者への支払額)は、88,691 千円(税込)となっており、従来の実施経費(平成 20 年度)の約 92%に相当し、約 7,702 千円下回っており、経費の削減が図られている。

4. 今後の事業について

今後も、引き続き、民間競争入札によって多様な民間事業者の参入を促進し、対象公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図ることが期待される。なお、環境省は、平成 21 年 12 月に公表された委員長見解に的確に対応し、平成 25 年度以降の事業については、「駐車場等の運営管理」、「飲食施設等の運営」及び「菊栽培業務」についても現行のものに加えることとしており、高く評価できる。次期事業の実施にあたっては、今回の実施結果及び平成 25 年度から上記業務が加えられることを踏まえ、より民間事業者からの創意工夫のある企画提案が可能となるよう実施状況の情報開示を十分行いつつ、実施要項を策定することなどが必要と考えられる。

また、現事業では確保されるべき質として定性的な評価項目のみとなっていることから、次期事業の確保されるべき質の設定にあたっては、利用者の満足度の向上や新宿御苑の社会的価値・機能の維持・向上に資するため、適切な評価項目を設定し、定量的な目標値を定めモニタリングすることを検討する必要があると考えられる。